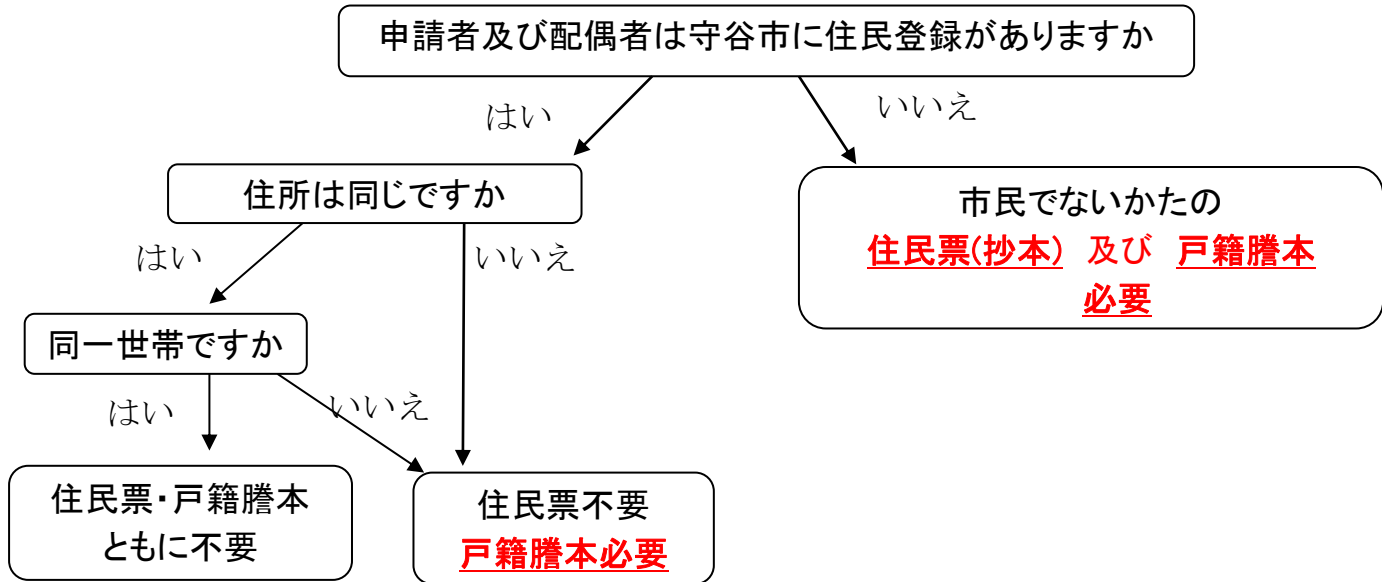


※夫婦の住所、夫婦であることを証する書類について



※住民票、戸籍謄本は発行日から3ヶ月以内のもの（発行日後変更がないものに限りです）

※**事実婚関係にある方**は、他に法律上の配偶者がいないことの確認のため、両人の戸籍謄本をご提出ください。